

第3部 第三次川越市環境基本計画

第4章 計画の目標

- 1 望ましい環境像
- 2 環境目標
- 3 施策の体系
- 4 重点施策
- 5 環境指標と目標値について

第5章 施策の展開

環境目標1

- 1 地球温暖化対策の推進

環境目標2

- 2 循環型社会の構築

環境目標3

- 3 生物多様性の保全
- 4 貴重な緑の保全
- 5 多様な緑の創出・育成

環境目標4

- 6 大気環境の保全
- 7 水環境の保全
- 8 化学物質等の環境リスク対策

環境目標5

- 9 歴史と文化を生かした地域づくり
- 10 快適に暮らせるまちづくり
- 11 人づくり・ネットワークづくり



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銀賞 松田晟真さん(今成小学校5年生)の作品



川越市環境月間ポスターコンクール(平成27年度)
銀賞 飯島萌さん(霞ヶ関東中学校2年生)の作品

計画の目標

1 望ましい環境像

本市が目指す将来の望ましい環境像は、第二次計画を引き継ぎ、第四次総合計画との整合を図りながら、併せて長期的展望を踏まえ、次のとおりとします。

**みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した
人と環境にやさしいまち**

各主体の協働のもとに、市街地周辺部では豊かな自然環境と共生し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、全ての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として環境、経済、社会のバランスが保たれ、市民一人ひとりが住みよいとすることができる環境づくりに努めます。

2 環境目標

本計画では、望ましい環境像を実現するため、5つの環境目標を設定するとともに、その達成に努めます。なお、各環境目標については、施策を展開するに当たってのキーワードを設定しています。

みんなでつくる、
自然・歴史・文化の調和した
人と環境にやさしいまち

環境目標1

地球環境にやさしく、豊かさを実感できる
二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

「低炭素」

環境目標2

資源の循環的な利用を促進し、
ごみを減らした美しいまちを実現します

「循環」

環境目標3

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

「自然共生」

環境目標4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

「安全・安心」

環境目標5

市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、
快適に暮らせるまちを実現します

「地域づくり・人づくり」

■ 環境目標 1

地球環境にやさしく、豊かさを実感できる 二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

「低炭素」

地球温暖化は、二酸化炭素をはじめとする大気中の温室効果ガスが増加することによって引き起こされるものであり、様々な分野や地域で深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。経済発展や生活の質を維持・向上させながら、同時に恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継いでいくためには、私たちの活動から温室効果ガスの排出を最小限に抑えた「低炭素社会」へと転換を図ることが重要です。

今後も、家庭や学校等、日々の暮らしから、生産、流通、販売等の事業活動に至るまで、率先して地球温暖化防止に取り組む活動の輪を広げていき、市域における効果的な温室効果ガスの排出削減を図ります。

■ 環境目標 2

資源の循環的な利用を促進し、 ごみを減らした美しいまちを実現します

「循環」

従来的大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、環境に大きな負荷を与えた結果、温室効果ガスの排出増大による地球温暖化の進展や大規模な資源採取による自然破壊等、地球規模での深刻な環境問題を引き起こしました。

廃棄物の問題は、家庭及び事業所から排出されるごみの処理にとどまらず、あらゆる段階において、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。また、一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営姿勢等においても、ごみを減らしていく行動を促進していく必要があります。

これからも、廃棄物等の発生・排出抑制、資源化の促進、適正な処分の実施により、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築を目指します。

■ 環境目標 3

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

「自然共生」

自然環境は、ひとたび大きく改変されると、元の状態へ回復するまでに長い時間が必要となります。

武蔵野の面影を残す雑木林をはじめ、湧水といった特徴的な自然、それらに生息する身近な生き物は、本市のまちの魅力であり心に安らぎを与えてくれます。

これらの自然を次の世代に引き継ぐため、都市的土地利用と自然環境的土地利用の計画的な推進により、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受でき、自然と共生するまちづくりを進めます。

■ 環境目標 4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、
市民の健康を守ります

「安全・安心」

高度経済成長の時代に問題となった産業型公害については改善傾向にありますが、依然として種々の環境問題が残されています。光化学オキシダントやPM2.5、アスベストの飛散等による大気環境への影響、自然の浄化能力を超えた水の使用による水環境の悪化、有害性が確認された一部の化学物質を使用することによる人の健康や生活環境への影響など、新たな課題も生じています。

身近な生活環境における大気環境の保全、水環境の保全及び化学物質等の対策を実践し、さらに国、県からの情報提供やモニタリング等の情報収集に取り組むことで、安全・安心な暮らしを確保し、市民の健康を守ります。

■ 環境目標 5

市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、
快適に暮らせるまちを実現します

「地域づくり・人づくり」

「小江戸」と呼ばれる本市は、歴史的建造物や町並み、文化財が残り、多くの観光客が訪れる魅力を有しています。先人から受け継いだ歴史的文化的遺産は、本市の誇りであり、市民の宝です。こうした歴史的文化的遺産を大切に守り、地域の特性に応じた景観を形成するとともに、道路交通の円滑化や災害対策を充実させ、快適な都市環境を創造します。

また、幼児から大人まであらゆる年齢階層に応じて、自主的かつ主体的な環境活動を実践していくために、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育・環境学習の推進を図ります。

これからも、市民、事業者及び民間団体の各主体との協働による地域づくり・人づくりを推進しながら、みんなでより良い環境づくりに取り組めます。

3 施策の体系

望ましい
環境像

みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち

環境目標

環境目標1

地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

「低炭素」

環境目標2

資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します

「循環」

環境目標3

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

「自然共生」

環境目標4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

「安全・安心」

環境目標5

市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します

「地域づくり・人づくり」

大施策

1 地球温暖化対策の推進

2 循環型社会の構築

3 生物多様性の保全

4 貴重な緑の保全

5 多様な緑の創出・育成

6 大気環境の保全

7 水環境の保全

8 化学物質等の環境リスク対策

9 歴史と文化を生かした地域づくり

10 快適に暮らせるまちづくり

11 人づくり・ネットワークづくり

本計画では、5つの環境目標のもと、11の大施策と37の中施策を展開するとともに、各施策の実現に向けて具体的取組を設定しています。

中施策

- 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進 1-2 公共施設等における地球温暖化対策
1-3 地球温暖化対策の普及・啓発 **重点** 1-4 その他の地球温暖化対策等
1-5 気候変動への適応策

- 2-1 ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進
2-2 ごみの発生・排出抑制の推進 **重点** 2-3 ごみの再資源化の推進
2-4 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築 **重点**

- 3-1 生物多様性に関する調査、普及・啓発
3-2 生き物の生息・生育空間の保全・創出 **重点**
3-3 野生生物の適切な保護管理と外来種対策

- 4-1 武蔵野の面影を残す緑の保全 **重点** 4-2 水辺と農地の保全

- 5-1 魅力的な都市空間の創出 5-2 緑豊かな都市公園等の整備 **重点**
5-3 緑に関する普及・啓発 5-4 協働に関する支援

- 6-1 大気汚染対策 **重点** 6-2 アスベスト対策
6-3 騒音・振動・悪臭等の対策

- 7-1 水の循環 7-2 湧水地の調査及び環境整備等（湧水の復活）
7-3 水環境・土壌環境の保全対策 **重点**

- 8-1 化学物質対策 **重点** 8-2 ダイオキシン類対策
8-3 放射性物質対策

- 9-1 歴史的町並みの保存・整備 **重点** 9-2 史跡の保存と公園整備
9-3 文化財の保存・活用

- 10-1 景観に配慮したまちづくり 10-2 交通の円滑化とネットワーク化の推進
10-3 徒歩・自転車の利用促進 10-4 災害対策の充実 **重点**

- 11-1 環境教育・環境学習の推進 **重点** 11-2 各主体をつなぐネットワークの強化
11-3 市域を越えた連携の推進

4 重点施策

重点施策は、5つの環境目標に沿った施策の体系において、先導的な役割を担う施策として位置付けます。これらの施策が実現に向かうことで、他の施策を含めた計画全体の推進力を高めます。

第三次計画では、中施策から次の12の重点施策を設定しました。

環境目標	大施策	重 点 施 策（中 施 策）
1	1	1-3 地球温暖化対策の普及・啓発
2	2	2-2 ごみの発生・排出抑制の推進
	2	2-4 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築
3	3	3-2 生き物の生息・生育空間の保全・創出
	4	4-1 武蔵野の面影を残す緑の保全
	5	5-2 緑豊かな都市公園等の整備
4	6	6-1 大気汚染対策
	7	7-3 水環境・土壌環境の保全対策
	8	8-1 化学物質対策
5	9	9-1 歴史的町並みの保存・整備
	10	10-4 災害対策の充実
	11	11-1 環境教育・環境学習の推進

5 環境指標と目標値について

本計画では、計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、環境に対する取組の状況等を総合的に示す環境指標を設定しました。これらの指標については、可能な限り数値目標を定め、関連のある主な具体的取組を掲げています。

■環境指標・目標値の一覧

1 地球温暖化対策の推進				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
市域における温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ /年）	— (H23:1,728)	1,067 (H29:1,101)	937 (H34:1,015)	1-1-1)
市役所における温室効果ガス排出量（t-CO ₂ /年）	60,187	58,200	55,140	1-1-2)、1-2-1)
単価契約品・共通消耗品の環境配慮商品購入率（％）	100	100	100	1-2-3)
再生可能エネルギー設備等が導入された公共施設数（施設）	83	89	90	1-2-3)
環境性能に優れた公用車の導入率（％）	75.9	88.0	89.0以上	1-2-3)、1-4-1)
エコチャレンジスクール認定率（％）	100	100	100	1-3-4)
2 循環型社会の構築				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	896	855	855	2-1-2)、2-2-2)
資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	511	467	466	2-1-2)、2-3-1)
ごみ年間排出量（t/年）	114,238	109,188	107,958	2-1-2)、2-2-2)
つばさ館来館者数（人/年）	49,261	53,000	55,000	2-1-3)
リサイクル率（％）	25	30	35	2-3-3)
最終処分量（t/年）	2,693	1,000以下	1,000以下	2-3-3)、2-4-4)
3 生物多様性の保全				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
生物多様性講座数（回/年）	1	3	5	3-1-4)
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数（箇所）	4	5	6	3-2-4)
多自然型護岸の延長（m）	20,763.18	—	—	3-2-5)
有害鳥獣捕獲許可件数（件/年）	24	—	—	3-3-1)
特定外来生物（アライグマ）の捕獲頭数（頭/年）	105	—	—	3-3-2)
4 貴重な緑の保全				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
緑地面積（ha）	2,830	—	—	4-1-2)、4-1-10)
樹林地の面積（㎡）	3,614,000	—	—	4-1-2)、4-1-8)
樹林地の公有地化面積（㎡）	97,090	—	—	4-1-6)、4-1-10)
市民の森など法令等による指定面積（㎡）	1,019,768	1,583,960	2,000,000	4-1-7)、4-1-8)
保存樹木数（本）	228	290	340	4-1-9)
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数（経営体）	36	150	200	4-2-4)
5 多様な緑の創出・育成				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
緑化本数（本/年）	1,320	—	—	5-1-1)
緑地面積（ha）【再掲】	2,830	—	—	5-1-1)、5-2-3)
1人当たりの都市公園面積（㎡）	4.66	5.10	6.79	5-2-1)、5-2-2)
都市公園数（箇所）	303	321	336	5-2-1)、5-2-2)
緑に関する講座数（回/年）	4	—	—	5-3-2)

6 大気環境の保全				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
大気環境基準達成状況(%)	71	82	100	6-1-1)、6-1-5)
PM2.5の大気環境基準達成状況(%)	0	75	100	6-1-2)、6-1-5)
光化学オキシダントの大気環境基準達成状況(%)	0	33	100	6-1-2)、6-1-5)
有害大気汚染物質の環境基準達成状況(%)	100	100	100	6-1-4)
公害苦情件数(件/年)	88	—	—	6-3-2)、6-3-3)
7 水環境の保全				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
下水道雨水貯留浸透事業数(箇所)	20	21	22	7-1-6)
家庭雨水貯留槽設置数(基)	702	960	1,170	7-1-10)
公共施設雨水貯留浸透対策量(m)	54,305	55,000以上	55,000以上	7-1-11)
公共施設雨水利用施設数(箇所)	22	—	—	7-1-11)
開発による雨水流出抑制対策量(m)	502,959	—	—	7-1-12)
市内湧水の箇所数(箇所/年)	26	—	—	7-2-1)
水質汚濁に係る環境基準達成状況(%)	89	100	100	7-3-1)、7-3-2)
健康項目の公共用水域環境基準達成状況(%)	100	100	100	7-3-1)、7-3-2)
生活排水処理率(%)	94.3	98.6	100	7-3-3)
地下水環境基準達成状況(%) 市内32メッシュ(2km)	72	現状値以上	現状値以上	7-3-6)
8 化学物質等の環境リスク対策				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
化学物質の環境への排出量(t/年)	276 (H24)	—	—	8-1-1)
有害大気汚染物質の環境基準達成状況(%)【再掲】	100	100	100	8-1-4)
ダイオキシン類環境基準達成状況(大気、土壌、水質)(%)	100	100	100	8-2-1)、8-2-2)
大気空間放射線量基準達成状況(%)	100	100	100	8-3-1)
9 歴史と文化を生かした地域づくり				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
伝統的建造物特定件数(件)	131	140	150	9-1-1)
歴史的地区環境整備街路事業の延長(m)	1,320	1,690	2,090	9-1-4)
景観重要建造物等及び都市景観重要建築物等の指定数(件)	76	85以上	90以上	9-1-5)
河越館跡整備率(%)	30.4	78	100	9-2-2)
指定文化財の数(件)	251	263	273	9-3-1)
登録有形文化財・登録記念物の数(件)	12	16	20以上	9-3-4)
10 快適に暮らせるまちづくり				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
電線類の地中化延長(m)	9,425	11,705	14,425	10-1-1)
屋外広告物簡易除却数(枚/年)	5,297	6,500	6,000	10-1-2)
都市景観形成地域指定数(地域)	3	4以上	5以上	10-1-3)
都市計画道路の整備率(%)	44.1	46.1	47.1	10-2-3)
主要駅周辺の都市計画道路の整備率(%)	29.3	42.1	52.2	10-2-3)
交通事故発生件数(件/年)	9,031	8,570	8,120	10-2-4)
自転車シェアリングの年間トリップ数(回)	62,569	80,300	80,300	10-3-2)
自転車駐車施設利用台数(台/日)	21,243	—	—	10-3-3)
自主防災組織結成率(%)	75.9	85.0	90.0	10-4-5)
11 人づくり・ネットワークづくり				
環境指標	平成26年度 現状値	平成32年度 目標値	平成37年度 目標値	主な具体的取組
環境学習講座への参加者数(延べ人/年)	2,141	—	—	11-1-4)
環境学習講座の開催数(件/年)	25	—	—	11-1-4)
環境月間ポスターコンクール応募数(件/年)	362	800	1,000	11-1-7)
環境教育・環境学習に関する事業数(事業/年)	53	60	70	11-1-7)、11-2-1)
環境推進員活動数(件/年)	606	—	—	11-2-1)
クリーン川越市民運動参加人数(人/年)	102,838	—	—	11-2-1)
かわごえ環境ネット主催等の事業数(事業/年)	51	55以上	60以上	11-2-2)

施策の展開

環境目標1

地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素
排出の少ないまちを実現します **「低炭素」**

1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*の濃度が高くなることで、地球の表面付近の温度が上昇することです。その影響は、気候変動による気温の上昇や大雨の頻度の増加等がもたらす災害の原因ともいわれています。二酸化炭素の排出を最小限に抑えることで気候変動のリスクを抑制し、私たち一人ひとりが安心して暮らせるよう地球温暖化対策を推進します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
市域における温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂ */年)	— (H23:1,728)	1,067 (H29:1,101)	937 (H34:1,015)	1-1-1)
市内から排出される温室効果ガスの排出量。現状値等については、各種統計データの集計の公表を待つ必要があることから、3年前の数値が最新のものとなる。				
市役所における温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年)	60,187	58,200	55,140	1-1-2) 1-2-1)
市役所から排出される温室効果ガスの排出量				
単価契約品・共通消耗品の 環境配慮商品購入率 (%)	100	100	100	1-2-3)
単価契約品及び共通消耗品のうち、環境配慮商品を品目に定めているものについて、環境配慮商品を購入している割合				
再生可能エネルギー設備等が導入された 公共施設数 (施設)	83	89	90	1-2-3)
再生可能エネルギー設備等が導入された市の公共施設数 (川越地区消防組合分を含む)				
環境性能に優れた公用車の導入率 (%)	75.9	88.0	89.0 以上	1-2-3) 1-4-1)
市が所有する自動車における九都県市指定低公害車等 (ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等) の導入率				
エコチャレンジスクール認定率 (%)	100	100	100	1-3-4)
環境にやさしい学校づくりに取り組む学校を、市が独自で認定した割合				

* 温室効果ガス：太陽から地球に降り注ぐ光は素通りさせるが、暖まった地球から宇宙へ逃げる熱を吸収する性質をもつ気体のこと。二酸化炭素、メタン等がある。

* 千 t-CO₂：二酸化炭素の排出量を表す単位。ここでは、温室効果ガスの量を二酸化炭素に換算した場合の量を表す。

具体的取組

1-1 地球温暖化対策の計画的な推進

1) 川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

- 市域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向けた取組について、総合的かつ計画的に推進します。

2) 川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

- 職員の環境に配慮した取組により、省エネルギー等を推進し、市の事業における温室効果ガスの排出量を削減します。

1-2 公共施設等における地球温暖化対策

1) 環境マネジメントシステムの推進

- 環境マネジメントシステム*に基づき、市役所における環境負荷の低減を図ります。
また、事故等の防止及び住民に対する信頼性の向上を図ります。

2) 公共施設における省エネルギー等の推進

- 二酸化炭素の排出実態の把握を通じ、効果的な省エネ活動を推進します。
- 節水やペーパーレス化等を推進し、省資源化を図ります。

3) 公共施設におけるその他の対策

- 太陽光発電システム、地中熱利用システム*等の設備の導入を図ります。
- 庁用車のエコドライブを推進します。
- グリーン購入法の基準を満たす商品の調達に努めます。また、グリーン購入の手引きを作成します。
- 市の環境に配慮した取組を推進するため、職員への意識啓発を充実させます。

4) 公共工事における対策

- 市が公共工事を実施する際には、公共工事における環境配慮指針に基づき、環境に配慮して取り組みます。

1-3 地球温暖化対策の普及・啓発 **重点**

1) 市民、事業者等への啓発

- 市民、事業者等の地球環境保全に対する意識を高め、自主的な取組を促すため、エコチャレンジファミリー認定事業*などの各種啓発事業や出前講座等を実施します。
- 物の購入時には、グリーン購入法の基準を満たす商品等の環境配慮商品を優先的に購入するよう呼びかけます。

*環境マネジメントシステム：Environmental Management System(EMS)のこと。組織が、環境に与える影響を継続的に改善していくための、組織経営のしくみ。

*地中熱利用システム：地中に存在する熱エネルギーを利用した機器のこと。外気と年間を通して温度変化の少ない地中との温度差を利用して冷暖房等を行うもの。

*エコチャレンジファミリー認定事業：市が貸し出す電力を測る機器を使用して、数値を実感しながら省エネ活動に取り組む家族を「エコチャレンジファミリー」と認定することで、省エネの取組を広げる事業。

2) 省エネルギーの推進・再生可能エネルギー*等の導入促進

- 高効率機器の導入など、省エネルギー対策を推進します。
- 自立・分散型エネルギー設備の普及促進を図ります。
- 身近な自然エネルギーである太陽光発電システム、太陽熱利用システム等の導入を促進します。
- 燃料電池*を利用した機器などの普及促進を図ります。



■学校屋上の太陽光発電システム

3) 環境経営の普及促進

- 市として、率先して環境管理・監査制度（環境マネジメントシステム）に取り組むとともに、事業者に対しては、ISO14001やエコアクション21等の環境経営*に関わる認証取得の普及を促進します。

4) エコチャレンジスクール認定事業

- 学校版環境ISOであるエコチャレンジスクール認定事業を推進します。



■小学校でのエコチャレンジスクールに関する掲示

*再生可能エネルギー：一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等がある。

*燃料電池：水素と酸素の化学反応により発電する装置。

*環境経営：事業者として、環境問題に積極的に取り組み、環境負荷を低減させることで、社会的責任を果たそうとする経営手法。

1-4 その他の地球温暖化対策等

1) 環境にやさしい自動車の利用

- エコドライブの普及推進により、自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。
- 環境性能に優れた自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の普及を促進し、自動車からの二酸化炭素の排出抑制を図ります。

2) ごみの減量・資源化の推進

- ごみの減量・資源化の推進等により、焼却による二酸化炭素の排出量を削減します。

3) 緑の保全と創出

- 二酸化炭素の吸収源である緑の保全や創出に努めます。
- 緑地や水面からの風の通り道確保等の観点から、水と緑のネットワークの形成を推進するための施策を検討します。

4) ヒートアイランド対策

- ヒートアイランド現象*の緩和のため、市街地における屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等を推進します。

5) 夏季の高温化対策

- 市民と協働で夏季における気温等観測調査を実施し、熱中症対策やアメニティの確保等に役立てます。
- 講座の開催、リーフレットの配布、健康相談等の熱中症予防対策に努めます。

1-5 気候変動への適応策

1) 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）* 報告等の情報提供

- IPCCの報告書等により地球温暖化の現状を把握し、市民、事業者及び民間団体への情報提供を推進します。

2) 適応策の検討

- 気候変動の影響評価や適応計画の策定等、市における適応策*を検討します。

3) 適応策の推進

- 気候変動がもたらす極端な気象現象などの様々なリスクに備え、災害時に最低限の電力の確保をしていくなどの対策を図ります。
- 蚊等の媒介生物を介した感染症のリスクについて情報収集を行い、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

* ヒートアイランド現象：都市部の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象。

* 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：（Intergovernmental Panel on Climate Change）世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された国連の組織。地球温暖化に関する科学的、技術的、社会経済的な知見から、包括的な評価を行っている。

* 適応策：（気候変動への適応策）既に起こりつつある気候変動の影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うこと。

環境目標2

資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しい
まちを実現します

「循環」

2 循環型社会の構築

将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物等の減量、②資源の循環的な利用（再使用・再生利用・熱回収）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会*の構築が求められています。

ごみの3R（発生抑制【リデュース:Reduce】、再使用【リユース:Reuse】、再生利用【リサイクル:Recycle】）を基本として、市民、事業者等との協働により、ごみの減量・資源化を推進します。

また、リサイクル率の向上を目指すとともに、徹底した分別により、良質な再生資源を確保します。

目 標

環境指標	H26年度 現状値	H32年度 目標値	H37年度 目標値	主な 具体的取組
1人1日当たりのごみ排出量（g / 人日）	896	855	855	2-1-2) 2-2-2)
ごみ年間排出量を人口及び年間日数で除した、市民1人が1日に出すごみの量				
資源回収を除く家庭系1人1日 当たりのごみ排出量（g / 人日）	511	467	466	2-1-2) 2-3-1)
家庭から出される生活系ごみから資源物を除いた量を人口及び年間日数で除した、市民1人が1日 に出すごみの量				
ごみ年間排出量（t / 年）	114,238	109,188	107,958	2-1-2) 2-2-2)
ごみの収集量に清掃センターへの直接搬入量・集団回収量を加えた総量				
つばさ館来館者数（人 / 年）	49,261	53,000	55,000	2-1-3)
つばさ館の年間来館者数				
リサイクル率（%）	25	30	35	2-3-3)
ごみの総排出量に対する総資源化量の割合				
最終処分量（t / 年）	2,693	1,000 以下	1,000 以下	2-3-3) 2-4-4)
中間処理施設で発生した焼却残さを最終処分場に埋め立てした量				

*循環型社会：廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

具体的取組

2-1 ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進

1) 環境教育の推進

- 市民や学校に、省エネやごみ減量の取組を広めるため、エコチャレンジファミリー認定事業・エコチャレンジスクール認定事業を実施します。
- 小学校の社会科副読本にごみ処理の過程を掲載し、ごみ減量意識の高揚を図ります。

2) 市民・事業者への啓発活動

- 出前講座やイベントにより、ごみの減量・資源化に関する情報提供、周知・啓発の充実を図り、市民のごみに対する意識の高揚を図ります。
- グリーン購入法の基準を満たす商品等、環境配慮商品を優先的に購入することを市民に呼びかけます。
- ごみの減量や省エネルギーの実践等、環境にやさしい活動を積極的に実践している店舗等をエコストア・エコオフィス*として認定し、事業者のごみの減量・資源化を推進します。また、優良な事業所は、ゴールドエコストア・ゴールドエコオフィスとして認定します。



■出前講座

3) つばさ館*の活用

- 学校や団体等による施設見学希望者への対応、資源化センターの見学コースを常時公開することで、ごみ処理の現状を確認し、ごみ問題への理解を促進します。
- ごみの減量・リサイクルに関するイベントやリサイクル体験講座を開催し、市民、事業者等の積極的な参加を促進します。

4) 市民協働の推進

- かわごえ環境推進員制度を充実し、地域の実情に合った環境保全に関する活動を支援します。



■つばさ館

*エコストア・エコオフィス：簡易包装やはかり売りの推進、ごみの減量や分別の徹底、節電や雨水利用など環境への負荷の低減を積極的に行っている店や事業所を、市が認定するもの。

*つばさ館：循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）、の3Rを推進するため、市民、民間団体、事業者と連携し、環境啓発・体験学習・交流活動等の拠点となる施設。資源化センターに設置されている。

2-2 ごみの発生・排出抑制の推進 重点

1) 過剰包装等の対策

- マイバッグ持参を促進し、ごみとして排出されるレジ袋の削減を図ります。併せて、過剰包装の自粛を呼びかけます。

2) 生ごみの減量推進

- 生ごみ処理機器の購入促進等により、家庭から排出される生ごみの減量を促進します。
- 事業所や公共施設から排出される生ごみの減量等を推進します。

3) 家庭系ごみ有料化

- ごみの発生・排出抑制や分別の徹底、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、主に家庭から排出されるごみ処理の有料化を進めます。また、その実施時期については、市の廃棄物処理の状況などを踏まえ検討します。

4) つばさ館でのリユース品頒布

- 物を繰り返し使うことや可能な限りごみを出さない生活の意識を啓発するため、市民が不用になった物を引き取り、つばさ館にて有償頒布します。



■つばさ館でのリユース品頒布

5) 事業者のごみ排出抑制

- 市の処理施設に月平均5 t以上（前年度実績）のごみを搬入している事業者を多量排出事業者として認定し、必要な助言・指導を行い、事業系ごみの減量を促進します。
- 清掃センターに搬入される事業系ごみを検査し、適切な排出を促進します。

2-3 ごみの再資源化の推進

1) ごみの分別の徹底

- 分別収集の徹底を図り、ごみの資源化を促進するため、家庭ごみを出す際のごみ区分を分かりやすく示した「家庭ごみの分け方・出し方」を毎年発行します。
- 「ごみ品目マニュアル」の作成・公開に加え、スマートフォン向けに「川越市ごみ分別アプリ」を提供し、市民が容易にごみの分別ができるよう支援します。



■ごみ分別アプリの画面イメージ

2) 集団回収の促進

- 民間団体が行う集団回収事業を支援し、地域による資源物の回収を促進します。

3) 再資源化（リサイクル）の推進

- 紙類・布類の排出機会の拡充を図ります。
- 草木類資源物の受け入れ拡大について検討します。
- 使用済みの家電製品等を回収し、製品に含まれる有用金属の利活用を推進します。
- 可燃ごみの減量と市民のリサイクル意識の高揚を図るため、公園等から排出されたせん定枝類の資源化を図ります。
- ごみの資源化及び最終処分場の延命化を図るため、焼却灰等の再資源化を推進します。

2-4 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築 **重点**

1) 川越市一般廃棄物処理基本計画の推進

- 川越市一般廃棄物処理基本計画に基づき、総合的かつ適正な廃棄物処理体制を推進します。

2) 収集運搬システムの整備

- 循環型社会の構築に向け、資源ごみの排出機会拡充に合わせた収集運搬体制の整備を図ります。
- 高齢化の進展や単身世帯の増加を見据え、ふれあい収集の充実を図ります。
- 家庭系ごみ有料化と併せて、戸別収集等の収集方法について検討します。

3) 中間処理施設の整備

- 中間処理施設*の安全で効率的な維持管理を図ります。
- 清掃センターから排出されるダイオキシン類等による周辺住民や環境への影響を未然に防止するため、排出ガスの定期的な測定調査を実施し、その結果を公表するとともに、処理施設の管理を徹底するなど、排出抑制に努めます。
- 東清掃センターについては老朽化が進んでいるため、延命化に向けた事業を推進し、延命化後の建て替え計画について検討します。
- 環境衛生センターについては老朽化が進んでいるため、し尿や浄化槽汚泥の処理量の推移を考慮した適正規模の建て替えを推進します。
- 廃止した西清掃センターの解体及び解体後の跡地利用について検討します。



■中間処理施設（東清掃センター）

* 中間処理施設：収集した廃棄物を最終処分場に埋め立てる前に、資源回収、破碎、焼却などすることにより、無害化・減容化する施設。

4) ごみの最終処分に関する取組

- 資源物の分別収集を推進することによる焼却量の削減及び焼却残さ等の資源化を推進するとともに、外部処分場の活用を進めることで、小畔の里クリーンセンターの延命化を図ります。
- 最終処分場の適正な維持管理を行うとともに、第二期工事を含めた今後のあり方について検討します。更に、今後老朽化が進む水処理施設の更新について検討します。



■最終処分場（小畔の里クリーンセンター）

5) ごみ処理部門の地球温暖化防止対策

- つばさ館及び草木類資源化施設に設置している太陽光発電設備を中心とした自然エネルギー発電を行い、地域レベルでの地球温暖化防止に努めます。
- 廃棄物処理施設から発生する熱エネルギーを可能な限り回収し、有効利用を図ることで、廃棄物処理における地球温暖化防止に努めます。

6) 不法投棄対策

- 市民の協力を得ながら、関係機関と連携し、不法投棄防止パトロールを実施します。
- 監視カメラ等の活用を推進し、不法投棄の未然防止や早期発見に努めます。
- 空き缶やたばこの吸い殻等などのポイ捨てを防止するため、民間団体等と連携し、啓発活動を展開します。

7) 災害廃棄物の対応

- 災害時の処理体制の整備を図るとともに、事故発生時の広域的な協力体制の整備を推進します。

8) 産業廃棄物の適正処理

- 排出事業者に対して、産業廃棄物の減量や資源化の普及・啓発を推進します。
- 産業廃棄物の適正処理を促進するため、排出事業者や処理事業者へ立入検査等を実施するとともに、電子マニフェスト*の普及を推進します。
- 監視パトロールを実施することにより、不法投棄等の不適正処理を未然に防止し、早期発見、早期対応に努めます。
- 優良な産業廃棄物処理事業者の育成のため、優良産廃処理業者認定制度の普及を推進します。

*電子マニフェスト：排出事業者が収集運搬業者、処分業者に委託した産業廃棄物の処理状況を確認するために作成する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の情報を電子化し、これらの3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りするしくみ。

環境目標3

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます 「自然共生」

3 生物多様性の保全

私たちの生活は、多様な生き物が関わり合う生態系*から得られる恵みによって支えられており、生物多様性*を保全することは私たちの命と暮らしを守ることにつながります。

本市では、身近な生き物の生息・生育空間である樹林地*、水辺、河川等の良好な自然環境を積極的に保全するとともに、地域の特性に応じた生息・生育空間の創出を推進します。

また、外来種による生態系等に関わる被害の防止に取り組みます。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
生物多様性講座数（回 / 年）	1	3	5	3-1-4)
生物多様性に関する講座の実施回数				
ビオトープの保全・創造事業の実施箇所数 （箇所）	4	5	6	3-2-4)
ビオトープ的要素を取り入れて整備した都市公園の箇所数				
多自然型護岸の延長（m）	20,763.18	－	－	3-2-5)
多自然型で整備された河川護岸の総延長				
有害鳥獣捕獲許可件数（件 / 年）	24	－	－	3-3-1)
有害鳥獣捕獲許可申請の許可件数				
特定外来生物（アライグマ）の捕獲頭数（頭 / 年）	105	－	－	3-3-2)
特定外来生物であるアライグマの捕獲頭数				

*生態系：あらゆる生き物と、それらを取り巻く大気、水、土等の無機的な環境とを総合したまとまり（システム）。

*生物多様性：全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性がある。

*樹林地：樹木が密生している場所であり、植生により自然林、二次林（雑木林）等に分類できるとともに、地形からは平地林、斜面林等に分類できる。

具体的取組

3-1 生物多様性に関する調査、普及・啓発

1) 市民参加による生物調査

- 多くの市民が本市の生き物に関心を持ち、知識を深め、生物多様性の保全に積極的に取り組むよう市民参加による生物調査を推進します。



■市民参加による生物調査の様子

2) 水辺の環境調査

- 水辺の環境調査を定期的実施し、生物環境指標*等を活用した汚濁状況や水生生物等の生息・生育環境を把握します。

3) 野生生物の分布、生態等に関する調査・研究

- 市内に生息・生育する野生生物の分布、生態等を調査し、データベース化を図ります。その上で、特に保護対策を講じる必要のある希少な野生生物を把握し、川越市版レッドリスト*の作成を進めます。

4) 生物多様性に関する環境教育・環境学習の充実

- 環境教育・環境学習を通じて、生物多様性の普及・啓発に努めます。
- 生物多様性に関する講座を開催し、多くの人が自然とふれあい、自然の豊かさを実感できるような機会を提供します。

5) (仮称) 川越市生物多様性地域戦略の策定

- 本市の豊かな自然やその恵みを将来に継承していくため、(仮称) 川越市生物多様性地域戦略*の策定を検討します。

3-2 生き物の生息・生育空間の保全・創出 **重点**

1) 緑の保全

- 健全な生態系を育む緑を保全します。

2) 水辺の保全

- 野生生物の生息・生育空間を維持するため、水辺の良好な自然環境を保全します。

3) 湧水地の保全

- 湧水地においては、周辺の自然環境の保全・回復と合わせ、野生生物の保護に努めます。

*生物環境指標：生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生物を用いて自然環境の動向を評価する指標のこと。

*レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。

*生物多様性地域戦略：地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に進めるため、地域ごとに策定する計画のこと。

4) 公園・緑地におけるビオトープづくり

- 公園を整備する際は、野生生物への影響をできる限り少なくするよう努めます。
- 優れた自然環境が残っている場所については、ビオトープ*的要素を考慮した緑地づくりを図ります。



■ビオトープの整備（菅間緑地）

5) 多自然川づくりの推進

- 生態系への配慮が必要な水路においては、多自然型*による水路整備を推進し、身近な生き物の生息・生育空間の保全に努めます。

6) 協働で行う生物多様性の保全に関する取組

- 生物多様性の保全のため、民間団体等と連携し、里地里山的環境の保全やエコツーリズム的要素を取り入れた事業を推進します。

3-3 野生生物の適切な保護管理と外来種対策

1) 野生生物の保護管理

- 希少な野生生物の保護に努めます。
- 法令に基づき、鳥獣の保護に努めるとともに、被害防除を含めた管理を検討します。

2) 外来種の調査・対策

- 外来種による生態系等に関わる被害の拡大を防止するため、民間団体等と協力して調査・対策を実施します。
- 生活環境被害や農作物被害をもたらすアライグマ等の特定外来生物*の積極的な防除を推進します。
- 外来種に関する情報を収集し、市民等へ提供します。

3) 外来種による感染症対策

- 媒介生物を介した感染症のリスクについて情報収集を行い、必要に応じて関係機関との連携を図ります。

*ビオトープ：野生の生き物の繁殖・生育や餌とり、休息・移動等に必要とされる空間。

*多自然型：自然の働きや生き物の生息が保たれるような配慮がなされる工法。

*特定外来生物：海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。

4 貴重な緑の保全

わが国の国土の約3分の2は森林で占められており、木材等の供給のみならず、地球温暖化対策や生物多様性の保全への寄与等の多面的機能を有しています。

本市には、武蔵野の面影を残す雑木林*等とともに、荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川、広大な水田、畑、湿地など自然的な環境が多く残されています。緑豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくために、貴重な緑の保全・整備を推進します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
緑地面積（ha）	2,830	—	—	4-1-2) 4-1-10)
法、条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域*、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
樹林地の面積（㎡）	3,614,000	—	—	4-1-2) 4-1-8)
固定資産税概要調書に基づく地目別土地（山林）の面積				
樹林地の公有地化面積（㎡）	97,090	—	—	4-1-6) 4-1-10)
（仮称）川越市森林公園、池辺公園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
市民の森など法令等による指定面積（㎡）	1,019,768	1,583,960	2,000,000	4-1-7) 4-1-8)
市民の森、保存樹林及びふるさとの緑の景観地の合計面積				
保存樹木数（本）	228	290	340	4-1-9)
川越市保存樹木等の指定等に関する要綱に基づく保存樹木の指定本数				
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数（経営体）	36	150	200	4-2-4)
人・農地プランで位置付けられた地域の中心となる経営体の累計数				

*雑木林：樹林地のうち、薪炭材の供給源としてクヌギやコナラ、エゴノキ等を中心として、人々の生活とともに成立してきた樹林。

*農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域。

具体的取組

4-1 武蔵野の面影を残す緑の保全 **重点**

1) 緑・アメニティ拠点の形成

- 自然豊かな入間川や新河岸川の周辺、武蔵野の面影を残す雑木林等、伊佐沼周辺等を緑・アメニティ*拠点と位置付け、潤いのある市民生活を支える拠点として活用するため、保全・整備を図ります。

2) 緑を保全する地区の指定

- 都市における緑を保全していくため、法令に基づく地区の指定について検討します。

3) 市民緑地

- 樹林地の保全・活用のため、市民緑地制度について検討します。

4) ふるさとの緑の景観地

- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、ふるさとの緑の景観地*として指定された地域については、保全を図ります。

5) 広域的な取組の推進

- 市内の南部地区から所沢市、狭山市及び三芳町に広がるくぬぎ山地区について、県や近隣市町と広域的に連携し、自然再生推進法に基づく事業を推進します。

6) 緑の基金による保全

- 川越市緑の基金条例に基づき、緑の基金を活用し、樹林地の保全に努めます。

7) 市民の森の指定

- 川越市民の森指定要綱に基づき、市民の森の指定により樹林地を保全し、市民に憩いの場を提供します。

8) 保存樹林の指定

- 保存樹林の指定を推進し、市内に残る樹林地の保全を図ります。

9) 保存樹木の指定

- 保存樹木の指定を推進し、市街地に残る樹木の保全を図ります。

10) 公園としての樹林地の保全・活用

- 一団の樹林地については、都市の中の貴重な緑として保全するとともに、公園としての活用を図ります。

11) 市民等との協働による樹林地の保全・管理

- 樹林地については、市民、事業者及び民間団体との協働による保全・管理に努めます。



■市民の森第1号（大字小堤）

*アメニティ：快適な環境のこと。生活する場所が、安全、健康的、便利、快適な状況をいう。

*ふるさとの緑の景観地：ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全するため県が指定するもの。

4-2 水辺と農地の保全

1) 河川環境の保全

- 本市の環境基盤を構成する荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川や田園地帯の水路を保全し、良好な河川環境を維持します。

2) 湧水地の保全・復活

- 湧水地周辺や台地上などで保水・涵養*機能を有する樹林地、農地等の保全と緑化の推進を図ります。
- 都市公園や街路等において、雨水浸透施設の導入を推進します。

3) 環境保全型農業の促進と雑木林の保全

- 農薬の取扱いや適正管理について農業者へ啓発を促すとともに、減農薬、減化学肥料、有機質堆肥の利用方法等、環境保全型農業の普及を図ります。
- 雑木林の落ち葉を堆肥として利用する有機農法等、環境保全型農業の普及を図ります。
- 生態系に配慮し、周辺環境との調和を図る環境保全型農業を促進します。
- 農業及び農地の持つ環境保全機能について啓発します。

4) 農業後継者の育成

- 農業生産基盤の整備や新たな農作物への取組を推進し、地域農業の担い手となる意欲的な農業後継者の育成を図ります。
- 人・農地プラン*の策定を推進するなど、認定農業者等の中核的な担い手の育成を支援します。
- 女性農業者、定年帰農者、農業者が組織する法人等、幅広い担い手を視野に入れた施策の展開を図ります。

5) 地産地消による農業の振興

- 農産物の川越ブランド化を促進するとともに、農産物直売所の設置等による地産地消の推進を図ります。

6) 農業とのふれあいの場の確保

- 幼児期から農業に対する関心を高め、農業の役割や自然とのふれあいの大切さを体験できる場の確保を推進します。
- 市民農園など農業ふれあいセンター活動の充実を図ります。

7) 生産緑地の保全、休耕農地の活用

- 生産緑地地区については、都市における良好な生活環境を確保するための農地として保全に努めます。
- 休耕農地での一時的な草花の栽培への支援について検討します。

*涵養：地表の水（降水や河川水）が帯水層に浸透し、地下水が供給されること。

*人・農地プラン：農業における人と農地の問題を解決するため、地域の話し合いを基に地域における農業プラン（未来設計図）を市が作成するもの。

5 多様な緑の創出・育成

市街地における緑は、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、本市の歴史的な町並みの形成における魅力づくりに欠くことのできない重要な要素となっています。

緑を生かした魅力的な都市空間づくりや都市公園の整備を進め、多様な緑の創出・育成を推進します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
緑化本数（本 / 年）	1,320	－	－	5-1-1)
苗木配布事業、緑の募金 * 交付金緑化事業（家庭募金・一般募金）等で配布または植栽した樹木の本数				
緑地面積（ha）【再掲】	2,830	－	－	5-1-1) 5-2-3)
法、条例等の指定を受けた樹林地、農業振興地域、公共施設緑地、生産緑地、都市公園、樹林地の公有地化面積、児童遊園及び環境政策課所管の寄附地の合計面積				
1人当たりの都市公園面積（㎡）	4.66	5.10	6.79	5-2-1) 5-2-2)
市民1人当たりの都市公園面積				
都市公園数（箇所）	303	321	336	5-2-1) 5-2-2)
市内で開設している都市公園の箇所数				
緑に関する講座数（回 / 年）	4	－	－	5-3-2)
緑に関する講座の回数				

* 緑の募金：森林整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力を行う国民の活動を助成することを目的とした募金のこと。

具体的取組

5-1 魅力的な都市空間の創出

1) 生活空間の緑化

- 良好で快適な生活空間を確保するため、公共施設や道路等の緑化を推進します。
- 事業所に緑化を指導するとともに、生け垣設置、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等の支援や花いっぱい運動*、苗木配布の推進等により各家庭や生活空間での緑化を促進します。



■屋上緑化（クラッセ川越）

2) 歴史と水と緑の回廊の整備

- 文化・観光の中心的位置にある歴史的ゾーンだけでなく、新河岸川周辺や伊佐沼周辺の水と緑のゾーンを徒歩や自転車で周遊できる回廊の整備に努めます。

3) 河川空間利用の促進

- 入間川堤防の桜つつみ等を市民の憩いの場として活用するため、良好な河川空間の維持に努めます。

4) 親水空間の整備

- 関係機関との連携に努めながら、河川や湧水地などの身近にある水辺を活用し、地域の特性に応じた親水空間の整備を図ります。

5-2 緑豊かな都市公園等の整備 **重点**

1) 住区基幹公園*の整備

- 地域の身近な公園である街区公園、近隣公園等の整備を図り、快適な住環境の整備に努めます。
- 多様な市民ニーズに対応するため、公園機能の充実、個性ある公園づくりなどを検討します。また、公園の再編などについても検討します。

2) 都市基幹公園*の整備

- 本市を取り巻く入間川等の河川や伊佐沼の水辺、武蔵野の面影を残す雑木林等を活用した公園整備を図ります。
- スポーツやレクリエーションの場となり、市民の活動拠点となるような公園整備を図ります。

*花いっぱい運動：市民の身近な緑を守り、増やし、育てることにより、美しいまちづくりを行うとともに、緑と花を愛する心を育て、緑化の推進及び保全に関する市民意識を高めることを目的とする運動のこと。

*住区基幹公園：都市公園法が定める公園のうち比較的近隣の住民を対象にしたもので、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

*都市基幹公園：都市公園法が定める公園のうち住民全般を対象にしたもので、総合公園、運動公園がある。

3) (仮称) 川越市森林公園の整備

- 本市南部にある武蔵野の面影を残す雑木林を保全するとともに、自然とのふれあいの場、緑の中のレクリエーションの場として整備を図ります。
- 先行して公有地化した雑木林は、市民の憩いの場として有効活用を図ります。

4) 伊佐沼及び伊佐沼公園の整備

- 伊佐沼周辺の水、花、緑の豊かな自然環境を活用し、市民の憩いの場やレクリエーションの場として整備を図ります。
- 市民の身近な水辺空間の再生のため、伊佐沼の良好な水質の回復を図るとともに、伊佐沼に群生していたハスやヨシの再生を推進します。
- 伊佐沼公園の整備と連携して、市民の農業とのふれあいの場となる農業ふれあいセンターの活用を図ります。

5-3 緑に関する普及・啓発

1) 花いっぱい運動の展開

- 市民の花に対する関心を深めるため、花と緑のイベントの開催など、花いっぱい運動の展開を推進します。

2) 出前講座・体験イベントの充実

- 緑に関する出前講座の実施や自然観察、ネイチャーゲーム等の体験イベントを開催し、市民の緑に関する意識を高めていきます。



■出前講座

5-4 協働に関する支援

1) 緑の創出・育成に関する活動の支援・推進

- 市民、事業者、民間団体及び市が連携して行う、緑の創出・育成に関する活動を支援・推進します。

2) 緑のアドバイザー制度の制定

- 民間団体等との協働による緑のアドバイザー*制度について検討し、市民の緑に関する取組を支援します。

3) 緑のリサイクルの推進

- 市内で発生したせん定枝や除草した草を資源化し、緑のリサイクル*を推進します。

*緑のアドバイザー：市民の緑に関する様々な相談（植物病理から草花の手入れまで）に応じる相談員の総称。

*緑のリサイクル：公園や街路樹等の管理により発生した枝や葉を、公園内の舗装等に用いるチップや堆肥等に再利用するしくみ。

環境目標4

健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を
「安全・安心」守ります

6 大気環境の保全

市内の大気汚染については、各種施策の効果により改善傾向にありますが、私たちが健やかな生活を送るためには、今後も自動車や事業活動等に伴う大気汚染対策が必要です。これからも、モニタリング体制の充実、原因物質の排出抑制対策を推進し、健康被害を防止します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
大気環境基準達成状況（％）	71	82	100	6-1-1) 6-1-5)
大気測定局で測定している項目（SO ₂ 、SPM、Ox、NO ₂ 、PM2.5、CO）の環境基準達成状況				
PM2.5 の大気環境基準達成状況（％）	0	75	100	6-1-2) 6-1-5)
微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成状況				
光化学オキシダントの大気環境基準達成状況（％）	0	33	100	6-1-2) 6-1-5)
光化学オキシダント（Ox）の環境基準達成状況				
有害大気汚染物質の環境基準達成状況（％）	100	100	100	6-1-4)
有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）モニタリング調査における環境基準達成状況				
公害苦情件数（件／年）	88	－	－	6-3-2) 6-3-3)
公害問題に関わる年間の苦情処理件数				

具体的取組

6-1 大気汚染対策 **重点**

1) 大気に関する法令等による規制

- 事業者への立入検査を実施し、法令等に定められている基準の遵守を図るとともに、汚染が発生した場合には、汚染物質の除去等の対策が適切に実施されるように指導します。

2) 光化学オキシダントやPM2.5の原因物質の排出抑制

- 環境基準*が未達成である光化学オキシダントやPM2.5*に影響のある揮発性有機化合物（VOC）等の原因物質について、法令等に基づき排出抑制対策を推進します。また、原因物質は市外からも運ばれてくることから、国や県と情報を共有し広域的な排出抑制対策を推進します。

3) 光化学オキシダントやPM2.5の情報収集及び提供

- 環境基準が未達成である光化学オキシダントやPM2.5について、国等による規制の動向や有害性、環境中の挙動に関する調査・研究結果等を把握し、市民へ適切に情報を提供することにより、健康被害を防止します。

4) 有害大気汚染物質のモニタリング

- 長期間暴露することにより発がん性や慢性毒性等、人の健康に有害な影響を及ぼすおそれがある有害大気汚染物質の汚染状況を監視し、市民へ適切に情報を提供することにより、健康被害を防止します。



■大気汚染常時監視測定局



■大気汚染常時監視測定局の内部

5) 大気汚染状況の監視

- 環境基準の項目である二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）等の大気汚染状況を引き続き監視し、異常が認められる場合は周辺調査等を実施するとともに、緊急時には的確に対応します。また、監視するための公害測定機器の充実に努めます。

* 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

* PM2.5：直径2.5 μ m（マイクロメートル： μ m=100万分の1m）以下の微粒子のこと。粒子径が小さいため、肺の奥まで達し、沈着する可能性が高く、ぜんそくや肺がんなど人への影響が懸念されている。

6-2 アスベスト対策

1) アスベストの飛散防止

- 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく指導等を行います。
- 大気汚染防止法に基づき、立入検査を実施し、アスベスト*の飛散防止を指導します。

2) アスベストの適正処理

- 建物の解体、廃棄物の処理に伴うアスベストの飛散防止を図り、適正処理を推進します。

3) アスベストのモニタリング

- 大気中のアスベスト濃度をモニタリングし、市民へ適切に情報を提供することにより健康被害を防止します。

4) 公共施設等のアスベスト対策

- 公共施設等におけるアスベスト使用箇所については、既に対策を講じています。また、解体時等でアスベストを除去する際には、適正に処理します。

5) アスベストに関する健康相談等への対応

- アスベストに関する健康相談に適切に対応し、健康被害の疑いが認められる場合、関係機関と連携を図ります。

6-3 騒音・振動・悪臭等の対策

1) 自動車交通騒音の調査

- 自動車交通騒音の調査を引き続き実施します。



■自動車交通騒音の調査

2) 産業型の騒音・振動・悪臭への対策

- 工場や事業場から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令の規制遵守に向けて指導していきます。

3) 都市生活型の騒音・振動・悪臭への対応

- 都市生活型の騒音・振動・悪臭による苦情について、必要に応じて現地調査を行い、関係法令の適用を確認し、適切に対応していきます。

4) 公害防止組織の整備促進

- 工場や事業場における管理体制の整備を促進し、公害の未然防止を図ります。

*アスベスト：石綿。天然に産する鉱物繊維で、建設資材や機械部品、家庭用品等に幅広く使われていた。飛散したものが肺に吸入されると、20～40年ほどの潜伏期間を経て、重大な健康被害をもたらす。

7 水環境の保全

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。

雨水貯留浸透などの水の機能の確保、湧水地などの親水空間の整備、水質汚濁の防止・土壌汚染対策等、健全な水循環を維持し、または回復するための施策を推進することで、水環境等の保全を図ります。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
下水道雨水貯留浸透事業数（箇所）	20	21	22	7-1-6)
雨水を貯留浸透させる事業の実施箇所数				
家庭雨水貯留槽設置数（基）	702	960	1,170	7-1-10)
屋根に降った雨水の一部を処理する家庭雨水貯留施設の累積設置数				
公共施設雨水貯留浸透対策量（㎡）	54,305	55,000 以上	55,000 以上	7-1-11)
市内の公立小中学校等の雨水貯留浸透対策の総量				
公共施設雨水利用施設数（箇所）	22	－	－	7-1-11)
雨水貯留施設を設置し、雨水をトイレや散水用の水として利用している公共施設数				
開発による雨水流出抑制対策量（㎡）	502,959	－	－	7-1-12)
民間企業等が開発行為をする際に指導した雨水貯留浸透対策の総量				
市内湧水の箇所数（箇所 / 年）	26	－	－	7-2-1)
市内において確認されている湧水の箇所数				
水質汚濁に係る環境基準達成状況（％）	89	100	100	7-3-1) 7-3-2)
主要河川における BOD の環境基準達成状況				
健康項目の公共用水域環境基準達成状況（％）	100	100	100	7-3-1) 7-3-2)
公共用水域における人の健康に有害なものとして定められた物質の環境基準達成状況				
生活排水処理率（％）	94.3	98.6	100	7-3-3)
家庭から排出される汚水（生活排水）が適正に処理されている人口割合				
地下水環境基準達成状況（％） 市内 32 メッシュ（2km）	72	現状値以上	現状値以上	7-3-6)
地下水の水質測定における環境基準達成状況				

具体的取組

7-1 水の循環

1) 水資源の循環

- 水循環基本法及び雨水の利用の推進に関する法律に基づく施策等により、水資源の有効な利用を検討します。

2) 公共施設における節水対策

- 公共施設の水道設備に対して、節水対策として自動水栓または節水型機器の導入を推進します。

3) 市民・事業者への啓発

- 広報川越や上下水道局だよりを通じて、節水に関する日常生活での工夫や改善等についての情報を提供します。
- 浄水場施設開放、水道ポスター展、上下流交流事業を実施し、水の大切さの啓発に努めます。



■水道週間ポスターコンクール入賞作品

4) 浄水場の既設井戸の保全・管理

- 水源維持のため、浄水場の既設井戸の保全・管理に努めます。

5) 上水道の漏水防止

- 大切な水を有効に利用するという観点から、定期的に漏水調査を実施し、早期発見、迅速な修理に努めます。

6) 公共施設等を利用した雨水対策

- 学校の校庭、駐車場、道路、公園等を利用した雨水流出抑制対策を推進します。

7) 河川整備等の推進

- 計画的な河川の整備、調整池の整備等を図ります。

8) 不老川の瀬切れ対策と水量確保

- 瀬切れ対策として、河床の形状変更による魚類の避難場所の確保及び下水の高度処理水の還流による流量確保を促進します。

9) 農地の保全

- 農業振興施策と連携し、保水・遊水機能を果たす農地の保全を図ります。

10) 家庭用小型雨水貯留槽の設置促進

- 雨水の一時的な流入抑制及び有効利用を図るため、家庭用小型雨水貯留槽の設置支援を行い、導入を促進します。

11) 雨水貯留施設の設置

- 関係機関と協議の上、公共施設等に雨水貯留施設を設置し、雨水をトイレや散水用の水として利用します。

12) 開発行為に伴う雨水対策

- 雨水流出抑制対策を推進するため、開発規模に応じた指導基準に基づき、施設整備を促進します。

13) 雨水浸透ますの設置

- 宅地内浸透のための雨水浸透ますの設置を促進し、そのための支援を行います。

14) 雨水地下浸透の推進

- 歩道については、透水性舗装整備を推進します。
- 道路整備の際に、浸透式側溝、吸込み槽、連結式浸透ます等を用いて地下浸透を推進します。



■公共施設の雨水貯留施設

7-2 湧水地の調査及び環境整備等（湧水の復活）

1) 湧水地モニタリング調査

- 湧出量の測定や新たな湧出地点の確認等、モニタリング調査を実施します。

2) 湧水地周辺環境整備

- 市民が身近に接することができるよう関係機関と協議の上、湧水地周辺の公園の整備を図ります。

3) 湧水の保全・復活事業

- 地域の貴重な自然資源である湧水については、調査を実施し、今後も良好な状態が保たれるよう保全活動を推進します。また、水量の減少や水質の悪化等の問題がある湧水については、復活を目指す対策を講じます。



■市内の湧水地（大字小堤）

7-3 水環境・土壌環境の保全対策 **重点**

1) 水質の測定

- 埼玉県測定計画地点に加え、市単独で測定地点をきめ細かく設定し、定期的に水質調査を実施します。



■水質測定の様子

2) 工場・事業場系排水対策

- 水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制や指導を徹底します。

3) 公共下水道等の整備

- 公共下水道整備が完了した区域については、下水道への切り替えを指導していきます。
- 市街化調整区域については、地域に応じて公共下水道と農業集落排水処理施設の整備を推進します。また、合併処理浄化槽*の設置及び維持管理を促進します。

4) 河川浄化対策に関する協働事業の推進

- 流域住民と事業者との連携により、河川浄化対策に関する協働事業を推進します。

5) 土壌・地下水汚染の防止

- 事業者への立入検査を実施し、法令等に定められている基準の遵守を図るとともに、汚染が発生した場合には、汚染物質の除去、封じ込め等の対策が適切に実施されるように指導します。

6) 地下水モニタリング

- 地下水モニタリングにより、汚染状況を把握します。

7) 不老川流域の排水対策

- 埼玉県小規模事業所排水指導指針に基づいて小規模事業所への指導を行い、下流域への汚濁負荷の低減を図るよう働きかけます。
- 近隣自治体との広域連携により、生活排水対策を推進します。併せて、県と連携を図り、不老川流域生活排水対策推進協議会や不老川水環境改善連絡会による対策の進捗管理を行います。

* 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を併せて処理する浄化槽。

8 化学物質等の環境リスク対策

私たちの生活では、多くの化学物質が様々な用途で使用されています。中には人の健康や生態系に影響を及ぼすような物質も存在しています。このため、化学物質に対する意識啓発、情報発信、適正管理等を通じて、有害化学物質対策を進めます。

また、放射性物質等、新たな環境リスクについても施策を展開し、市民等の安全・安心な暮らしと健康を守ります。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
化学物質の環境への排出量（t / 年）	276 (H24)	—	—	8-1-1)
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）に基づく化学物質排出量及び移動量				
有害大気汚染物質の環境基準達成状況（％） 【再掲】	100	100	100	8-1-4)
有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）モニタリング調査における環境基準達成状況				
ダイオキシン類環境基準達成状況 （大気、土壌、水質）（％）	100	100	100	8-2-1) 8-2-2)
大気、土壌、水質におけるダイオキシン類の環境基準達成状況				
大気空間放射線量基準達成状況（％）	100	100	100	8-3-1)
大気空間放射線量の基準達成状況				

8-1 化学物質対策 **重点**

1) 特定化学物質対策

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR*法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、事業者からの化学物質排出状況等を把握し、公表することにより、化学物質の適正管理を促進します。

2) 環境情報の収集及び提供

- 国等による化学物質の規制の動向や、環境中の挙動に関する調査・研究結果等の情報収集に努めます。また、環境に関する測定データや情報をホームページ、環境に関する冊子、広報等を通じて、市民や事業者へ情報提供を行います。

3) リスクコミュニケーションの支援

- 事業者等が自主的に実施するリスクコミュニケーション等により、地域住民に対し、化学物質や土壌汚染、アスベスト等に関する適切な情報提供を行えるよう指導・助言に努めます。

4) 化学物質取扱い事業者への指導

- 化学物質取扱い事業者に対して立入検査を実施し、化学物質の適正な管理を指導します。

5) 化学物質適正使用の徹底

- 市で使用する消毒薬等の化学物質の管理徹底及び適正な使用を図ります。

6) 学校、保育園等での化学物質対策

- 子どもたちが多く利用する施設では、化学物質の使用について適切な対策を講じます。また、大規模改造工事等の際には、環境に配慮した学校づくりを図ります。

7) 受動喫煙防止対策

- 公共施設等における非喫煙者の保護（受動喫煙防止）に関する情報提供や啓発を行います。

8) “食”の安全性の確保

- 食品や農作物等に含まれる化学物質についての基礎知識と、化学物質の摂取量をできるだけ低減するために心がけること等についての情報を提供し、食の安全性に対する市民の意識を高めます。

9) “住”の安全性の確保

- 建材及び家具等から発散するホルムアルデヒド*やVOC（トルエン、キシレン等の揮発性の有機化合物）による室内空気汚染の被害を防止するための啓発を行います。

*PRTR：(Pollutant Release and Transfer Register) 化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表するしくみ。

*ホルムアルデヒド：刺激臭のある無色の気体で、皮膚炎や中毒、化学物質過敏症等の影響をもたらす。消毒剤や防腐剤、樹脂原料等に広く使われている。

8-2 ダイオキシン類対策

1) ダイオキシン類のモニタリング

- 大気、水質、土壌等の汚染状況の監視を引き続き実施します。

2) ダイオキシン類の排出事業者への指導

- ダイオキシン類発生施設に対して立入検査を実施し、法令等に定められている基準の遵守や施設の適正管理等について指導します。

3) 市の施設におけるダイオキシン類排出抑制

- 公共施設等におけるダイオキシン類の排出状況を定期的に調査し、排出抑制対策を図ります。また、排出状況や対策について公表します。



■ダイオキシン類のモニタリング

8-3 放射性物質対策

1) 空間放射線量モニタリング

- 大気中の放射線量を把握するため、空間放射線量モニタリングを行います。

2) 放射性物質の情報収集・提供

- 放射性物質における国、県等の動向に注視し、情報収集するとともに市民へ適切に情報を提供することにより、健康被害を防止します。

3) 空間放射線量測定器の貸し出し

- 空間放射線量測定器の貸し出しを通じて、市民に安全・安心を提供します。

4) 食品の放射性物質測定

- 食品の放射性物質測定を実施し、食の安全・安心を提供します。

5) 放射性物質に関する健康相談・健康被害対応

- 放射性物質に関する健康相談に対応し、健康被害の疑いがある場合、関係機関と協力して適切に対応します。



■空間放射線量モニタリング

環境目標5

市民、事業者、民間団体との協働により、
歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します
「地域づくり・人づくり」

9 歴史と文化を生かした地域づくり

本市は、蔵造りの町並みをはじめ、城下町として栄えてきた時代の面影など、歴史的文化的遺産に恵まれています。先人から引き継がれた大切な遺産を地域の重要な景観資源として保全し、次の世代に継承していくため、歴史と文化を生かした地域づくりに努めます。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
伝統的建造物特定件数（件）	131	140	150	9-1-1)
伝統的建造物群保存地区*において、伝統的建造物群の特性を維持していると認められ、特定された伝統的建造物の件数				
歴史的地区環境整備街路事業の延長（m）	1,320	1,690	2,090	9-1-4)
歴史的地区の環境を保全すると同時に、観光客や歩行者の安全を確保し、生活環境の保全を図る総合的な街路整備事業の総延長のうち、整備済みの延長				
景観重要建造物等及び都市景観重要建築物等の指定数（件）	76	85 以上	90 以上	9-1-5)
市の都市景観を形成する上で、重要な価値があると認められる建築物、工作物、樹木、樹林等の指定数				
河越館跡整備率（％）	30.4	78	100	9-2-2)
3 期に分けて行う公園整備のうち、整備が完了した面積の割合				
指定文化財の数（件）	251	263	273	9-3-1)
市内における指定文化財等の数				
登録有形文化財・登録記念物の数（件）	12	16	20 以上	9-3-4)
市内における登録有形文化財・登録記念物の数				

* 伝統的建造物群保存地区：城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るための制度。文化財保護法及び都市計画法により、市町村が指定する。

具体的取組

9-1 歴史的町並みの保存・整備 **重点**

1) 伝統的建造物群保存地区の保存整備

- 伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、伝統的建造物の保存修理、新築の修景事業等を実施し、町並みの保存整備を進め、歴史的風致*の維持・向上に努めます。

2) 伝統的建造物群保存地区の防災対策

- 伝統的建造物群保存地区を火災、地震災害、豪雨や台風等の自然災害等から守るため、防災体制の整備・強化に努めます。

3) 歴史的景観の保全

- 歴史的風致維持向上計画の重点区域内の都市景観形成地域*では、重点的、かつ、きめ細やかに良好な都市景観の形成を推進し、歴史的景観の維持保全に努めます。また、今後、新たな地域指定を検討します。

4) 歴史的地区環境の整備

- 古い町並みや歴史的建造物が多く残る北部市街地約130haを歴史的地区と位置付け（歴史的地区環境整備街路事業地区）、歴史的地区環境整備街路事業（歴みち事業）として計画された16路線3,850mについて、街路美装化等の歴史的環境に配慮した整備推進、歩行者空間の環境改善や回遊性の向上を図ります。



■伝統的建造物群保存地区



■歴史的地区環境整備街路（歴みち）

5) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

- 都市景観の形成上重要な建造物及び樹木については、景観法に基づき、景観重要建造物・景観重要樹木の指定を推進し、保全・継承を図ります。

* 歴史的風致：地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきている良好な市街地環境のこと。

* 都市景観形成地域：川越の特色を表す地域やこれからの川越の都市景観を創出していく地域を指定し、それぞれの地域の都市景観の特性を考慮しながら、地域の方々と行政が協働しながら、重点的、かつ、きめ細かに都市景観の形成を図る地域のこと。

9-2 史跡の保存と公園整備

1) 川越城址の整備・活用

- 川越城富士見櫓を含む川越城址については、城址公園としての整備を検討します。また、観光や教育の場となる公園として活用することを検討します。



■川越城本丸御殿

2) 河越館跡の整備・活用

- 郷土学習の場、市民の憩いの場として、国指定史跡河越館跡史跡公園の有効活用を図ります。また、史跡公園の充実を図るため、引き続き整備事業を継続します。

9-3 文化財の保存・活用

1) 文化財の保存と活用

- 指定文化財の所有者や管理者に対して、文化財の保存や修理の指導・助言を行い、維持・管理の充実に努めるとともに、研修会や防火訓練等を通じて連携の意識を高めます。
- 未指定文化財の調査・研究を行い、優れた文化財は指定文化財に指定します。
- 埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その成果を記録・保存します。

2) 文化財保護意識の啓発

- 文化財講座への職員派遣や刊行物の改訂、最新遺跡発表会の開催等を通じて文化財の価値を広く周知し、文化財保護意識の啓発に努めます。
- 地域や小中学校教育等において、郷土意識を高めるための学習を推進します。

3) 民俗文化財の保存と支援

- 民俗文化財*の保存・継承のため、後継者の育成支援、民俗芸能の記録・保存等を行います。

4) 登録有形文化財・登録記念物の登録の推進

- 建築後50年以上を経過した歴史的建造物等を活用しながら保存するため、所有者の同意に基づき、登録有形文化財*としての登録を推進します。

*民俗文化財：衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。

*登録有形文化財：届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度。建築後50年以上を経過した歴史的建造物等を対象に、地方自治体からの推薦等により文化庁が登録する。

10 快適に暮らせるまちづくり

都市環境を考える上で、景観に配慮したまちづくりや環境負荷の少ない交通体系の確立は、重要な課題として挙げられます。また、近年では、水害や地震等の自然災害への対応も大きな課題の一つとして浮上しています。

地域の特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指しながら、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
電線類の地中化延長 (m)	9,425	11,705	14,425	10-1-1)
電線類の地中化工事を実施した区間の総延長				
屋外広告物簡易除却数 (枚 / 年)	5,297	6,500	6,000	10-1-2)
屋外広告物法における簡易除却制度に伴う除却数				
都市景観形成地域指定数 (地域)	3	4 以上	5 以上	10-1-3)
川越市都市景観条例に基づき、地域の特色を生かした都市景観を形作っている地域及びこれからの優れた都市景観を創造していく地域の指定数				
都市計画道路の整備率 (%)	44.1	46.1	47.1	10-2-3)
整備済みの都市計画道路延長が市内の都市計画道路の総延長に占める割合				
主要駅周辺の都市計画道路の整備率 (%)	29.3	42.1	52.2	10-2-3)
川越駅、本川越駅、川越市駅及び地域核の各駅(霞ヶ関駅、新河岸駅、南大塚駅及び南古谷駅)から徒歩圏内(800m)の整備済みの都市計画道路延長が、同圏内の都市計画道路の総延長に占める割合				
交通事故発生件数 (件 / 年)	9,031	8,570	8,120	10-2-4)
年間の交通事故発生件数				
自転車シェアリングの年間トリップ数 (回)	62,569	80,300	80,300	10-3-2)
自転車シェアリング利用者のサイクルポート間の移動回数				
自転車駐車施設利用台数 (台 / 日)	21,243	—	—	10-3-3)
市内 11 駅の市営・公営自転車駐車場、無料自転車置場及び民営自転車駐車場の 1 日当たりの利用台数				
自主防災組織結成率 (%)	75.9	85.0	90.0	10-4-5)
市内全世帯数のうち、自主防災組織 * 構成世帯数の占める割合				

* 自主防災組織：災害に対して地域住民が、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、住民の自発的意思により結成された組織。

具体的取組

10-1 景観に配慮したまちづくり

1) 都市景観デザインの普及・啓発

- 景観計画に基づくデザイン誘導については、地域特性等を考慮した誘導策を推進します。
- 歴史的地区の整備については、既存の伝統的建造物の保存のみならず、新築に対してもデザイン誘導を図るとともに、支援等を推進します。
- 公共施設の整備に当たっては、関係機関と協議のもと、地域特性に配慮したデザイン整備に努め、良好な都市景観の形成を図ります。
- 市民意識の啓発と情報の提供等を行います。

2) 屋外広告物の適正化

- 川越市屋外広告物条例に基づき、許可制度等による掲出の適正化を図ります。
- 市民と協働で簡易除却に努めつつ、違反広告物の是正指導策を推進します。

3) 地域特性に配慮した景観整備

- 地域住民が主体となったまちづくりに対し、景観法に基づく景観協定、川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体等の制度の活用を進めるとともに、技術的支援を行います。

4) 音かおり風景の保全

- 川越のシンボルであり、市民にも親しまれている時の鐘の音を聞きながら暮らせるような、音風景の保全に努めます。



■時の鐘

- 郷愁漂う菓子屋横丁について、だんごや駄菓子等の懐かしいかおりとともに、かおり風景の保全に努めます。



■菓子屋横丁

5) 周辺環境との調和に配慮した工業団地等の確保

- 周辺環境との調和に配慮した工業団地等を確保し、環境にやさしい企業の立地を図ります。

6) 地区計画等の活用

- 地区計画等の活用により、住宅と工場の調和を図り、環境にやさしいまちづくりに努めます。

7) 地域環境美化の促進

- 市民によるクリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）や自主的な地域環境美化活動を支援します。
- 観光客も含め、ごみの持ち帰りを促進し、地域環境美化への意識を高めます。



■ごみゼロ運動

8) 空き家・あき地の管理に対する指導等

- 川越市空き家等の適正管理に関する条例及び空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の所有者・管理者に対して、適正管理の指導等を行います。
- 川越市あき地の環境保全に関する条例に基づき、あき地の所有者・管理者に対して、適正管理を指導します。

9) 放置自転車対策

- 市内各駅周辺の自転車放置禁止区域における自転車置き方指導員の配置や、通行の妨げとなる自転車の撤去により、良好な景観の保持に努めます。

10-2 交通の円滑化とネットワーク化の推進

1) 交通戦略の推進

- 持続可能な多極ネットワーク型の都市構造の実現と交通環境の充実を図るため、都市・地域総合交通戦略に基づく施策を推進します。

2) バス輸送の充実

- 市内循環バス「川越シャトル」は、路線や運行本数、目的地等の見直しと改善を継続的に行います。
- 高速バスは、新規路線の開設や既存路線の増便等を促進するとともに、本市の立地を生かした乗り継ぎ拠点化について検討します。
- バス等の総合案内板及び停留所への上屋の整備等を促進し、バスの利用促進を図ります。

3) 道路整備による渋滞の緩和

- 自動車交通量の多い幹線道路等の整備を進め、道路交通ネットワークの機能強化を図り、渋滞の緩和に努めます。
- 駅周辺の交通網整備を推進し、渋滞の緩和や歩道空間の確保を図ることで、市民や観光客の利便性の向上、安全性の確保に努めます。
- 道路整備に当たっては、資材に環境配慮型の製品を使用するなど、環境に配慮した整備に努めます。

4) 安全で快適な道路環境の確保

- 通学路を含む生活道路の歩道や側溝の整備を行うとともに、老朽化による道路等の破損を補修し、安全性・快適性を確保します。
- 右折レーン等を設置する交差点の改良及び道路整備を行い、交通円滑化を図ります。
- 地域の日常生活を支える身近な生活道路については、住民との合意形成を図りながら、効果的に拡幅整備を行います。

5) パークアンドライドシステムの充実

- 中心市街地の交通渋滞の緩和を図るため、郊外型駐車場の整備によるパークアンドライド*の充実を推進します。

6) 渋滞情報等の提供

- 警察の協力のもと、中心市街地の道路渋滞情報を提供します。

10-3 徒歩・自転車の利用促進

1) 歩行者に安全な道路の整備

- 歩行者が安全に歩ける歩行空間（歩道等）の整備を推進します。

2) 自転車の利用促進

- 自転車専用レーンの整備を検討するなど、自転車利用の促進を図ります。
- 既存の公共交通機関を補完するものとして、引き続き自転車シェアリング事業*を実施します。また、他自治体や地元企業、商店等と連携し、利便性の向上や回遊性の向上による地域の活性化を図ります。

3) 自転車駐車場の整備

- 駅周辺の自転車駐車場の整備を推進し、自転車利用の促進を図ります。
- 既設の自転車駐車場に防犯カメラの設置を進め、場内の防犯対策を図り、利用者の安全性の向上に努めます。



■自転車シェアリング駐輪場（ポート）

*パークアンドライド：中心市街地の道路混雑を緩和するために、マイカーで市街地へ向かう途中で、バスなどの公共交通に乗り換える交通体系のこと。

*自転車シェアリング事業：自転車を共同で利用するしくみのこと。市の中心市街地を中心に、自転車の貸し出しや返却を行う駐輪場（ポート）を設置している。

10-4 災害対策の充実 **重点**

1) 災害時における避難場所の確保

- 指定緊急避難場所となる都市公園や公共施設において、延焼・類焼防止のための緑の充実を図ります。

2) 水害対策

- 出水期前における河川水路等の清掃実施の啓発や、内水抑制のための緑地の保全・整備を図ります。

3) 雨水浸透施設・設備の普及

- 内水災害対策において、雨水流出抑制は重要な取組であることから、関係機関と連携し、雨水浸透施設整備の普及・機能維持を図ります。

4) 市民・事業者への支援（帰宅困難者への対応、防災訓練等）

- 川越市地域防災計画に基づき、災害時や緊急時に備えた食料、飲料水、生活必需品及び応急災害対策用資機材の質と量の充実を図ります。また、市内主要駅において、帰宅困難者対策訓練を実施し、関係機関と連携を強めます。

5) 市民・事業者への周知

- 大規模な災害時には、「自分の身は自分で守る（自助）」、「地域は地域みんなで守る（共助）」が大切なため、防災訓練や講話など、あらゆる機会を捉え、自助、共助の周知に努めます。
- 災害状況、指定緊急避難場所・指定避難所、ライフラインについて、市民、事業者等への周知を図ります。
- 地震・洪水・内水*・土砂災害の各種ハザードマップの周知に取り組みます。



■防災訓練の様子

*内水：河川の水を外水というのに対し、堤防の内側に降った雨水のことを内水（ないすい）という。

11 人づくり・ネットワークづくり

市民、事業者、民間団体及び市の各主体が自主的に、かつ、協働で環境保全活動を実践するためには、各主体が日常生活や事業活動と環境との関わりに気付き、自分の役割や責任を理解し、行動・参加するための力を身に付けることが重要です。そのために、環境に関する情報を広く提供するとともに、多様な場や機会での環境教育・環境学習を推進します。

目 標

環境指標	H26 年度 現状値	H32 年度 目標値	H37 年度 目標値	主な 具体的取組
環境学習講座への参加者数 (延べ人 / 年)	2,141	—	—	11-1-4)
市内の公民館における環境に関する講座の延べ参加人数				
環境学習講座の開催数 (件 / 年)	25	—	—	11-1-4)
市内の公民館における環境に関する講座の開催件数				
環境月間ポスターコンクール応募数 (件 / 年)	362	800	1,000	11-1-7)
環境月間ポスターコンクールへの応募件数				
環境教育・環境学習に関する事業数 (事業 / 年)	53	60	70	11-1-7) 11-2-1)
市の主催、共催等による環境に関する事業数				
環境推進員活動数 (件 / 年)	606	—	—	11-2-1)
環境推進員の活動件数				
クリーン川越市民運動参加人数 (人 / 年)	102,838	—	—	11-2-1)
クリーン川越市民運動（ごみゼロ運動）への参加人数				
かわごえ環境ネット主催等の事業数 (事業 / 年)	51	55 以上	60 以上	11-2-2)
かわごえ環境ネットの主催、協力等による事業数				

具体的取組

11-1 環境教育・環境学習の推進 **重点**

1) 市民参加による身近な環境調査

- 市民参加による市民環境調査・自然環境調査を実施し、市内の環境に関するデータを収集するとともに、暮らしの中の環境を考えるきっかけづくりとします。

2) かわごえエコツアーの実施

- 市民の環境保全への理解を深めるため、市内の環境スポットの見学ツアーを企画し、環境意識の啓発を図ります。
- 市民目線を重視したツアーとし、体験型環境学習を実践します。



■かわごえエコツアー

3) 環境学習の機会の充実

- 星空観察会、自然観察会等を実施し、体験型環境学習の機会を充実させます。
- 講演会、フォーラム等、各主体が環境学習を推進するための機会を支援します。



■かわごえ環境フォーラム

4) 市民向け講座における環境学習講座の開催

- 家庭や地域社会での環境保全の意欲を高めるため、市民向け講座において環境学習を組み入れます。

5) 市民、事業者への啓発

- 出前講座やイベント、つばさ館の活用等により、ごみの減量・資源化の情報を提供し、啓発を図ります。
- ごみ処理施設の見学会等を開催し、ごみ問題に関する啓発・学習機会を充実させます。

6) 環境学習施設の充実

- 環境について学習し、理解し、活動する市民の交流の場となる環境学習施設の充実に努めます。

7) 幼児期からの環境教育の促進

- 持続可能な開発のための教育（ESD）*など、幼児期から環境教育に積極的に取り組むことで、環境問題、自然との共生等、環境への意識を育みます。
- 小学校については、社会科副読本の作成、社会見学、校外学習等、身近な環境についての学習を促進します。

8) こどもエコクラブの推進

- 研修会や発表会の場を設けることで、こどもエコクラブ*の活動を支援します。
- こどもエコクラブ間の交流を図ります。



■こどもエコクラブの活動

9) 学校等への情報・資料の提供

- 環境学習に役立つ冊子等の作成と配布に努めます。
- 環境関連ソフトや環境に関する教育資料、環境簡易測定資材等の貸し出しを行います。

10) 先生向け研修会の開催

- 小中学校の先生を対象とした環境教育研修会を実施し、学校における環境教育を支援します。

11) 情報の共有化

- 各種メディアを活用し、誰にでも分かりやすい環境に関する情報の積極的な提供に努めます。
- 市民アンケート等を通じて、環境に関する市民の意見等の把握に努めます。

11-2 各主体をつなぐネットワークの強化

1) 協働・ネットワークの充実

- 市民、事業者、民間団体等との協働により、地域の特性を生かした環境保全活動を推進します。
- 協働による事業を展開していくための情報交換、相互交流等、各主体の環境保全活動を支援します。
- 各主体の自主的な活動を支援するとともに、ネットワーク化を推進します。

* 持続可能な開発のための教育（ESD）：（Education for Sustainable Development）一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育。

* こどもエコクラブ：子どもたちの興味や関心に基づいて、家庭、学校、地域など、身近でできる環境活動に取り組むクラブ。

2) かわごえ環境ネットとのパートナーシップ

- かわごえ環境ネットとのパートナーシップ*の強化に努め、地域全体の環境保全活動を推進します。

3) 川越市環境行動計画の推進

- 日常生活や事業活動における環境の保全・創造のために取り組むべき具体的な行動を定めた川越市環境行動計画を、第三次計画と連動するように見直すとともに推進します。

4) コミュニティ活動の促進

- 地域コミュニティにおける環境保全の自主的な活動や研修会の開催、相談等の支援を充実させ、コミュニティ活動を促進します。

5) 文化施設等の整備・充実

- 市民の芸術鑑賞や活動・発表の場である文化施設やウェスタ川越*大ホール等の適切な運営管理を図ります。
- 市民の文化活動を支援するため、公民館、図書館、博物館、美術館、川越まつり会館等の施設機能を整備し、資料の充実を図ります。

6) 環境アドバイザー制度等の活用

- 県の環境アドバイザー制度*等を広く周知し、活用を推奨します。

7) 環境活動を支える人材の活用

- 専門的な技術や豊富な経験を持つ人材を積極的に活用し、次世代の育成に取り組みます。

8) 職員の育成

- 協働事業に関する職員研修を充実させ、協働に関する意識を高めます。

9) 施策及び実施状況の公表

- 毎年度、市の環境の状況及び保全に関する施策の実施状況について、年次報告書を作成し、公表します。
- 環境の保全に関する施策について、広報、ホームページ等を通じて公開します。

11-3 市域を越えた連携の推進

1) 国及び関係自治体との連携・協力の強化

- 地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、交通問題等、広域的な取組が必要な課題については、国及び関係自治体との連携・協力を強化します。

2) 姉妹・友好都市との情報交換

- 姉妹・友好都市提携を結んでいる国内3都市、海外3都市との交流を通じて、環境対策の情報発信・交換に努めます。

*パートナーシップ：様々な人々や団体が、公平な役割分担を基本として、協力や連携を行うこと。

*ウェスタ川越：市、県、民間事業者により整備され、平成27（2015）年春に川越駅西口にオープンした複合拠点施設。

*環境アドバイザー制度：環境に関する有識者や活動実践者を登録し、講演会や観察会等に講師として派遣する制度。